

総会

配布：一般

2012年4月10日

原文：英語

人権理事会

第19会期

議事日程議題4

理事会の注意を求めた人権状況

人権理事会により採択された決議*

19/22

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言と市民的および政治的権利に関する国際規約を含む関連する国際人権条約の目的並びに原則、および全ての国家は人権と基本的自由を促進しまた保護する義務があることを再確認し、

2011年12月19日の66/176と2012年2月16日の66/253の総会諸決議並びに2011年4月29日のS-16/1、2011年8月22日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1および2012年3月1日の19/1の人権理事会諸決議を想起し、

上記諸決議を履行することのシリア当局の拒絶、および同国へのアクセスの継続的拒否を含む、人権理事会決議S-17/1で同理事会により設立された、調査委員会との協力の欠如を憂慮し、

重大且つ現在起こっている人道危機および増加している人の苦しみを導いている暴力の拡大、並びにシリア当局がシリア住民を保護するその責任を明らかに果たしていないという事実にもまた憂慮し、

シリア国民に対するシリア当局による現在起こっているそして組織的な激しい人権侵害にぞつとさせられ、

人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されてきたようであるとの安全保障理事会におけ

* 人権理事会により採択された決議や決定は、人権理事会の第19会期の報告書（A/HRC/19/2）の第I章に含まれる。

る国際連合人権高等弁務官により出された声明を想起し、また状況を国際刑事裁判所に付託することを安全保障理事会に同弁務官が奨励したことに留意し、

シリア・アラブ共和国における状況のあらゆる側面に対処するアラブ連盟のあらゆる取組、決定および措置、並びに 2011 年 11 月 2 日と 2012 年 1 月 22 日、2 月 12 日および 3 月 10 日の同連盟の諸決定を含む、同連盟の行動計画の実施を確保するために同連盟により講じられた措置を歓迎し、

全ての暴力と人権侵害に終わりをもたらしこととシリア危機に対する平和的解決を促進することを目的とした周旋を提供する、シリア危機に関する国際連合とアラブ連盟の合同特使の任命もまた歓迎し、

チュニスにおける 2012 年 2 月 24 日のシリアの友連絡グループの最初の会合の開催および議長の結果が反映された成果文書を更に歓迎し、

現在の危機に関与する全てが、人権の尊重を示した人権に一致した行動をとらなければならないことを再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の原則に対する人権理事会の強い公約をまた再確認し、

1. 人権理事会決議S-17/1 に従って設立された調査委員会の報告書¹およびそこで出された勧告の双方を歓迎し、また政府軍が、明確な認識と国家のハイ・レベルの同意を得て人道に対する罪に相当する可能性がある広範な、組織的なそしてはなはだしい人権侵害を、犯してきたという同委員会の調査結果に心の底からの懸念を表明する。

2. 以下の事柄を最も激しい文言で非難する。

(a) 恣意的な処刑、過度な武力の行使および抗議する人々、難民、人権を擁護する人々並びにシリア人および外国人ジャーナリストの最近の死を含むジャーナリストの殺害と迫害、恣意的監禁、強制的な失踪、拷問および若者と子どもを含む不当な取扱いのような、シリア当局により行われた人権と基本的自由の、はっきりと拡大している広範な、組織的なそしてはなはだしい侵害。

(b) これらの行動が、軍の高官を含む、当局の命令に基づいて行われてきたという信頼に足る且つ一貫した証拠があることに留意しつつ、居住地域の砲撃、シリア陸軍部隊および別種の治安部隊により一貫して用いられた過度の且つ無差別な水準の武力、およびこれらの攻撃の調整された種類を含む、国の端から端までの町や村の文民に対する攻撃。

(c) デモ中の子ども達の殺害と広範な恣意的監禁、拷問および不当な取扱いの実行を含む、シリア当局により犯された子どもの権利の広範囲な侵害。

(d) 男性の拘留者および子ども達に対するものを含む、シリア当局により犯された性的暴力。

(e) 病院や医院の計画的な破壊、傷病者に対する医療的援助の妨害や拒否および公的病院や私的

¹ A/HRC/S-17/2Add.1 および A/HRC/19/69.

病院の双方における負傷した抗議する人々への襲撃と殺害。

3. シリア当局に対し、全ての暴力と全ての人権侵害に即時の終了をもたらすことを強く促す。
4. シリア当局がその国民を保護するその責任を果たすことを要求する。
5. 人権侵害に対する組織的な刑事責任の免除が生じていることおよび国の政府職員に対する刑事責任の免除を認めている、法制における刑事責任免除の砦に同理事会の深い懸念を表明する。
6. シリアの一般市民に対する暴力の広範なそして組織的な使用は、国際刑事法に違反していることを強調しそして犯罪者が訴追されることを要求する。
7. 指揮官および政府の高いレベルの職員を含む特定の個人が、人道に対する罪並びに他のはなはだしい人権侵害の責任を負うことを信じる理にかなった根拠を提供している信頼し得る証拠の集積があるという調査委員会の調査結果を承認し且つ深く憂慮する。
8. 人道に対する罪に相当する可能性がある侵害を含む、広範な、組織的なそしてはなはだしい人権侵害に対して責任を有する者の責任を問う目的で国際法違反についての国際的な、透明な、独立のそして即時の調査を行う必要性を強調する。
9. 人道的状況に深い懸念を表明したシリア当局に対し、全ての人道関係者に対し時宜を得た、安全なまた妨害のないアクセスを確保することおよび同国への人道支援用品や医療用品の安全な通行を確保することを促す。
10. 全ての関連する国際連合機関、とりわけ国際連合難民高等弁務官事務所に対し、シリア難民とその受入国に支援を提供することを招請する。
11. シリア当局が以下のことを行うことを要求する。
 - (a) シリア国民の民衆の意思、憧れおよび要求を尊重する。
 - (b) ジャーナリストに対するあらゆる攻撃に即時停止をもたらし、国際的義務に一致した表現の自由を十分に尊重し、独立したまた国際的なメディアに対し、制限、いやがらせ、強迫若しくは生命の危険無しに、シリア・アラブ共和国で活動することを許可し、またジャーナリストに対する適切な保護を確保する。
 - (c) 難民および外交職員を含む、シリア・アラブ共和国の外国国民並びにその財産の安全を確保するため迅速な措置を講じる。
 - (d) 包囲されているホムス、ダラア、ザバダニおよび他の全ての都市の封鎖を遅滞なく解除する。
12. アラブ連盟諸国の取組と措置を賞賛しまた支援し、そしてシリア当局に対し、更なる遅滞無しに、2011年11月2日の同連盟の行動計画を全体として、並びにその決定を、実施することを求める。

13. 11月2日のアラブ連盟諸国の行動計画および2012年1月22日と2月12日のその決定に従って、シリア・アラブ共和国政府が、遅滞なく、以下のことを行うことを要求する。
 - (a) あらゆる暴力を停止しまたその住民を保護する。
 - (b) 最近の事件のために恣意的に拘束された全ての人を解放する。
 - (c) 市町村から全てのシリアの軍や武装部隊を撤退させ、また彼らを本来の本拠地の兵舎に帰還させる。
 - (d) 平和的なデモの自由を保証する。
 - (e) 現場での状況についての真実を認定しまた起きている出来事を監視するためシリア・アラブ共和国のあらゆる部分において、アラブ連盟の全ての関連機関およびアラブと国際的なメディアのために完全且つ妨害のないアクセスと移動を認める。
14. 人権理事会決議 S-17/1 で同理事会により設立された調査委員会の職務権限を延長することを決定し、また同委員会に対し、その活動を継続すること、同理事会第20会期において双方向対話で同理事会に口頭で最新情報を提供することおよび同理事会第21会期に双方向対話で書面による最新情報報告も提出することを要請する。
15. 調査委員会に対し、犠牲者数の評価を含む2011年3月以降のはなはだしい人権侵害のマッピング作業を行い且つ継続的に更新し、またそれを定期的に公表することを要請する。
16. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、2011年3月以降シリア・アラブ共和国における国際人権法の違反と濫用に関して、調査委員会により集められた、情報と証拠の安全且つ堅固な保管を促進することを招請する。
17. シリア当局に対し、同国への妨害のないアクセスを与えることを含んで、調査委員会と十分に協力することを求める。
18. シリア当局が、人権を保護しまた促進する任務と共に現場での駐留の確立を含む、人権理事会の特別手続とそして高等弁務官事務所と協力するという人権理事会の呼びかけをくり返す。
19. 事務総長に対し、国際連合憲章とアラブ連盟の決定に一致したシリア・アラブ共和国における状況の平和的解決に寄与するため、要請された場合には、アラブ連盟の取組を支援するために必要な措置を講じることを招請する。
20. 国際連合の主要機関が、調査委員会の報告書を緊急に審議しまた人権侵害、並びに犯されてきたかもしれない人道に対する罪に対処するため適切な行動をとることを勧告する。
21. 適切な行動のために、調査委員会の更新された報告書を全ての関連する国際連合機関および事務総長に送ることを決定し、また事務総長に対し、人権理事会の第20および21会期に、本決議の履行に関する報告書を同理事会に提出することを要請する。

22. この問題に引き続き取り組み、とられるべき更なる適切な措置を審議することもまた決定する。

第54回会合
2012年3月23日

[41 対 3、棄権 2 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通りである。

賛成：

アンゴラ、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ベニン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、カメルーン、チリ、コンゴ、コスタ・リカ、チェコ共和国、グアテマラ、ハンガリー、インド、インドネシア、イタリア、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ナイジェリア、ノールウェー、ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジ・アラビア、セネガル、スペイン、スイス、タイ、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対：

中国、キューバ、ロシア連邦

棄権：

エクアドル・ウガンダ]